

広島県告示第五百八十一号

広島県立産業会館設置及び管理条例（昭和四十五年広島県条例第十八号）別表第二号の規定により、広島県立ふくやま産業交流館の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成十六年広島県告示第千四百七十六号（広島県立ふくやま産業交流館の附属設備の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	単 位	利用料金の範囲
机	一日一脚につき	二〇〇円以内
いす	一日一脚につき	一三〇円以内
スポットライト（五〇〇キロワット以下）	一日一台につき	一、三〇〇円以内
スポットライト（一キロワット）	一日一台につき	二、〇〇〇円以内
可動いす装置	一日一式につき	二六、〇〇〇円以内
プロジェクター（据付式）	一日一台につき	三九、〇〇〇円以内
プロジェクター（携帯式）	一日一台につき	一三、〇〇〇円以内
仮設ステージ	一日一式につき	二、六〇〇円以内
テレビ	一日一台につき	三、九〇〇円以内
オーバーヘッドプロジェクター	一日一台につき	二、六〇〇円以内
スライド映写機	一日一台につき	一、三〇〇円以内
レーザーポインター	一日一本につき	二六〇円以内
スクリーン	一日一台につき	一、三〇〇円以内
ワイヤレスマイク	一日一本につき	九一〇円以内
マイク（スタンド付）	一日一本につき	六五〇円以内
シャワー設備	一室一回につき	一三〇円以内